

宮崎県育英資金のご案内

～あなたの学校生活を応援します～

宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難な方に対し、将来有能な人材を育成することを目的として、宮崎県が育英資金を貸与するものです。

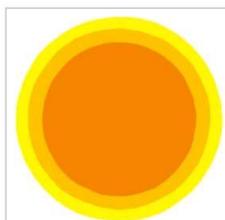
育英資金は、生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は、必ず返す必要があります。

貸与月額（例）

区 分		貸与月額（円）	
		自宅通学	自宅外通学
一般育英資金	国公立	18,000	23,000
	私 立	30,000	35,000
へき地育英資金	国公立	27,000	38,000
	私 立	34,000	45,000

※ 各貸与区分の最高額を選択した場合の例です。

貸与月額は、育英資金の種類、学校種別及び通学方法の別に3つの区分から選択できます。貸与月額の詳細は、最終ページの貸与月額一覧を御覧ください。



日本の
ひなた
宮崎県

宮崎県教育庁財務福利課育英資金室

〒880-8502 宮崎市橘通東1-9-10
電 話 0985-32-4472
電子メール ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp

育英資金の種類・申込みの要件

育英資金には「一般育英資金」と「へき地育英資金」の2種類があり、申込みには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 主たる生計維持者の要件

① 一般育英資金

育英資金の貸与を申し込む者（以下「本人」という。）の生計を主として維持する者が、宮崎県内に居住していること。

② へき地育英資金

本人の生計を主として維持する者が規則で定める宮崎県内のへき地に居住していること。

(2) 本人の要件（一般育英資金・へき地育英資金共通）

① 本人が、中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部含む。）に在学していること。

② 本人が、次のア～ウに掲げる学校のいずれかに平成31年4月の進学を予定していること。

ア 高等学校

（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部含む。）

イ 高等専門学校

ウ 専修学校（高等課程に限る。）

③ 向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難であり、在学する学校の長が推薦すること。

申込みに必要な書類

① 育英資金貸与申請書

② 育英資金貸与申請願（勉学意欲調査書）

③ 本人と同一生計の家族全員分の住民票
（本籍及び筆頭者の記載があるものに限る）

④ 本人と同一生計の家族全員分の収入に関する証明書
（市町村窓口で取得できる最新の所得証明書）

⑤ 特定の事情による特別控除を受ける場合の証明書

※ ①及び②は、学校に配付しています。

※ ③及び④は、同居でも別生計である家族については必要ありません。

※ ⑤は、該当者のみ必要です。

申込みから貸与開始までの流れ

申込	申込先 申込期間	「申込みに必要な書類」を、在学する学校に提出します。 申込期間は学校により異なります。 お早めに在学する学校にお問合せください。
選考	結果通知	提出された書類内容に基づき、選考委員会を経て、12～1月頃学校を通じて採用、不採用の結果をお知らせします。
採用	採用 借用証書 等の提出	進学後に、正式に採用が決定します。 育英資金借用証書、2名の連帯保証人に係る書類（印鑑登録証明書や所得証明書など）を、進学した学校に提出します。
貸与	初回送金	育英資金借用証書等の提出が完了後、5月下旬頃に送金します。

※ 募集要項などの詳細は、県庁ホームページにも掲載します。

育英資金の返還について

- 返還は、貸与終了後6か月が経過した後に始まります。
- 返還期間は、貸与を受けた期間の4倍の期間以内（20年を限度とする）です。
- 進学や病気などにより返還が困難な場合は、返還猶予（先延ばし）の申請ができます。
- 育英資金は無利子ですが、返還の期限までに返還を行わない場合は、年5%の割合で、延滞利息を支払うこととなります。
- また、約束どおりに返還されない場合には、簡易裁判所に対して、貸与総額の一括返還を内容とする支払督促の申立を行い、最終的には強制執行を行うこととしています。
返還中、諸事情により返還が困難な場合は、滞納になる前に早めに相談をしてください。

返還された育英資金は、また、次に育英資金を必要とする高校生等に貸与されていきます。



貸与額と返還の例

貸与総額が100万円を超えることもあるため、下記の例を参考に家族で話し合い、卒業後の返還計画をしっかりと立ててください。

- 一般自宅通学区分最高月額で3年間貸与、返還方法は月賦を選択した例

区分		貸与月額(円)	貸与総額(円)	返還期間	返還月額(円)
一般	国公立	18,000	648,000	12年間	4,500
	私立	30,000	1,080,000	12年間	7,500

- 一般自宅外通学最高月額で3年間貸与、返還方法は月賦を選択した例

区分		貸与月額(円)	貸与総額(円)	返還期間	返還月額(円)
一般	国公立	23,000	828,000	12年間	5,750
	私立	35,000	1,260,000	12年間	8,750

貸与月額一覧

育英資金の種類、国公立・私立の別、通学の方法に応じて、次の3種類の月額から選択できます。

(単位：円)

	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
一般	18,000(648,000)	23,000(828,000)	30,000(1,080,000)	35,000(1,260,000)
	14,000(504,000)	18,000(648,000)	23,000(828,000)	27,000(972,000)
	9,000(324,000)	12,000(432,000)	15,000(540,000)	18,000(648,000)
へき地	27,000(972,000)	38,000(1,368,000)	34,000(1,224,000)	45,000(1,620,000)
	21,000(756,000)	29,000(1,044,000)	26,000(936,000)	34,000(1,224,000)
	14,000(504,000)	19,000(684,000)	17,000(612,000)	23,000(828,000)

※ () は3年間貸与を受けた場合の貸与総額

類似制度の御案内

- 日本学生支援機構奨学金(貸与型)(高等専門学校進学者)【育英資金と併用不可】
申込窓口：在学する中学校
 - 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金【育英資金と併用不可】
申込窓口：進学先の学校
 - 母子父子寡婦福祉資金【宮崎県育英資金との併用は要相談】
申込窓口：(市にお住まいの方) 各市のひとり親家庭福祉担当課
(町村にお住まいの方) 県福祉こどもセンター
児湯福祉事務所、西臼杵支庁福祉課
 - 就学支援金 申込窓口：進学先の学校等
 - 奨学のための給付金 申込窓口：進学先の学校等
 - 林業後継者育英資金 申込窓口：各市町村林業担当課
 - 生活福祉資金 申込窓口：お住まいの各市町村社会福祉協議会
- ※ 条件、申請方法等の詳細については、各申込窓口に御相談ください。